

この商品について

契約年齢範囲	20歳～70歳
保険期間・ 保険料払込期間	50歳～80歳かつ10年以上

※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

※ご契約条件によりお申込みいただけない場合があります。

解約返戻金について

この保険に解約返戻金はありません。

契約者貸付制度について

契約者貸付制度のお取扱いはありません。

保険料振替貸付制度について

保険料振替貸付制度のお取扱いはありません。

払済保険・延長定期保険について

払済保険・延長定期保険への変更のお取扱いはありません。

ご契約の更新について

更新のお取扱いはありません。

他保険への加入

2年をこえて有効に継続した契約で、保険期間が満了した場合や解約・減額された場合、保険期間満了日（または解約日・減額日）の翌日から起算して1か月以内であれば、所定の要件が満たされていることを条件に、診査および告知書の提出を受けることなくFWD生命の認める他の保険への加入ができます。

リビング・ニーズ特約について

【特定状態保険金の支払事由】

余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

【特定状態保険金の支払額】

年金月額額の範囲内で、ご請求時に指定した金額（指定年金月額）の年金現価（3,000万円を限度）から6か月間の年金現価に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額をお支払いします（年金現価とは、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の請求日の月単位の応当日に遺族年金の支払事由に該当したものととして支払うべき遺族年金の現価のことをさします）。

【特定状態保険金の受取人】

主契約（本則）の被保険者とします。なお、ご契約者が法人で、かつ遺族年金受取人である場合には、ご契約者が受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を主契約（本則）の被保険者に変更することができます。

指定代理請求人特約について

年金・保険金等の受取人である主契約（本則）の被保険者が、年金・保険金等を請求できない特別な事情があるときに、年金・保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人（1名）が請求を行うことができる特約です。

保険料払込みの免除について（主契約）

主契約（本則）の被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態に該当したときは、以後の保険料の払込みが免除されます。

その他のご注意

この保険に配当金はありません。

- このパンフレットは、2023年11月1日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- このパンフレットに記載している社会保障制度に関する内容については、2023年8月1日現在の制度に基づいています。今後の制度改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- FWD生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報については、FWD生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「**重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）**」、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。
「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 法人をご契約者とする場合には、別途交付する資料「**法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと**」および「**保険設計書**」を参照いただき、税務取扱について留意すべき事項をご確認ください。
- 生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。
- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険商品であり預貯金ではありません。したがって、預金保険機構の対象商品とはなりません。



FWD生命は子ども虐待防止「オレンジリボン運動」を支援しています。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル

ホームページ fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901（通話料無料）
受付時間：月-金（祝日・年末年始を除く）9:00-18:00

募集代理店

FWD
insurance

Celebrate living

お手頃な保険料で確かな保障を。

FWD 収入保障

無解約返戻金型収入保障保険Ⅱ



死亡に備える保障

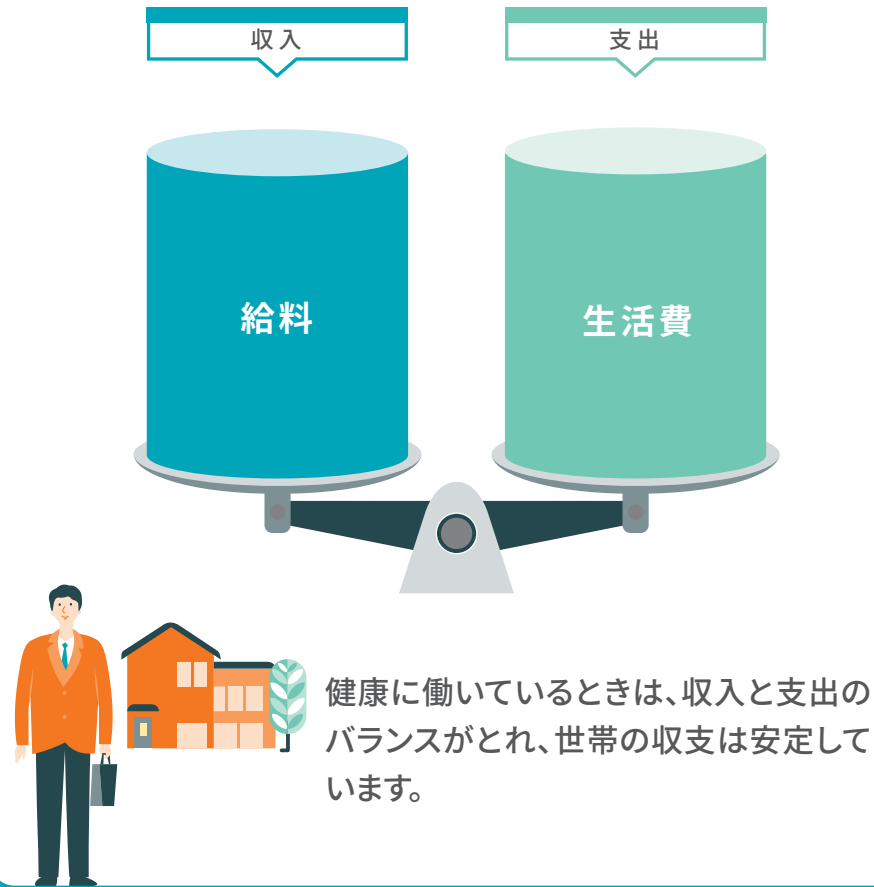
この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。

※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

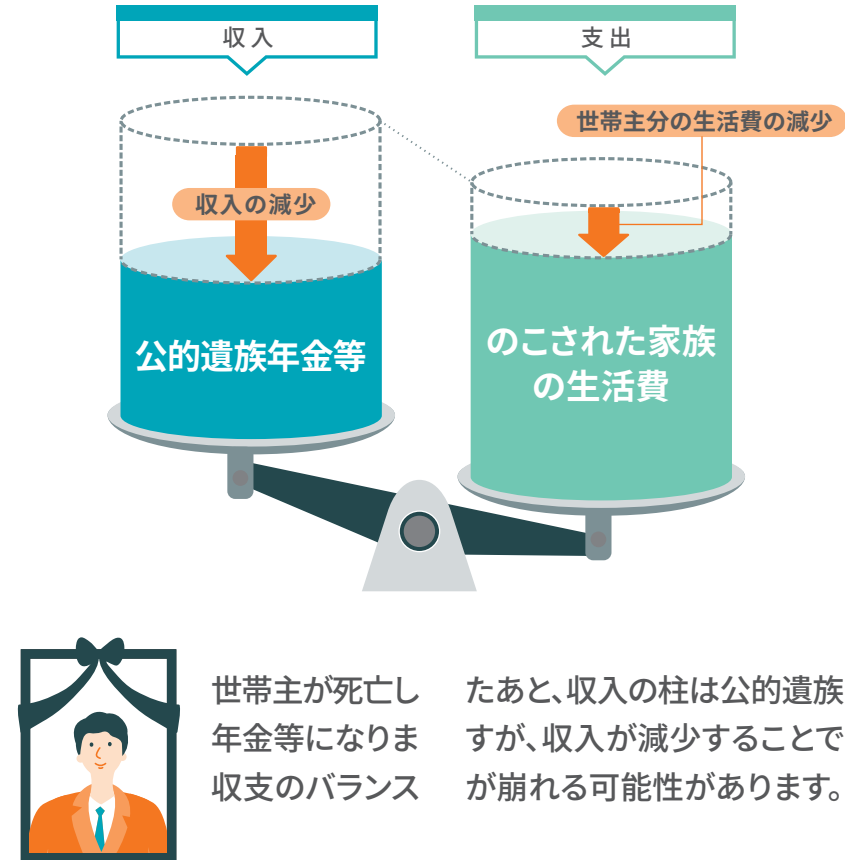
収入保障保険 | 2023年12月改訂

もしものとき収入と支出のバランスが崩れてしまう かもしれません。

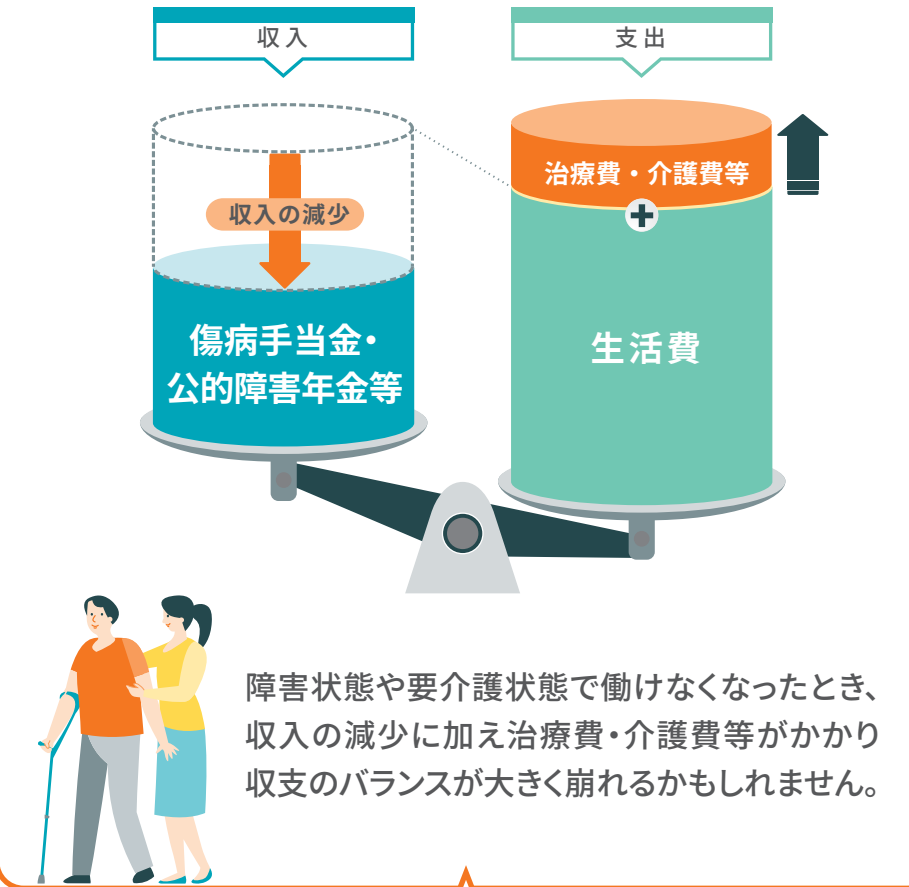
健康に働いているとき



万一のことが あったとき



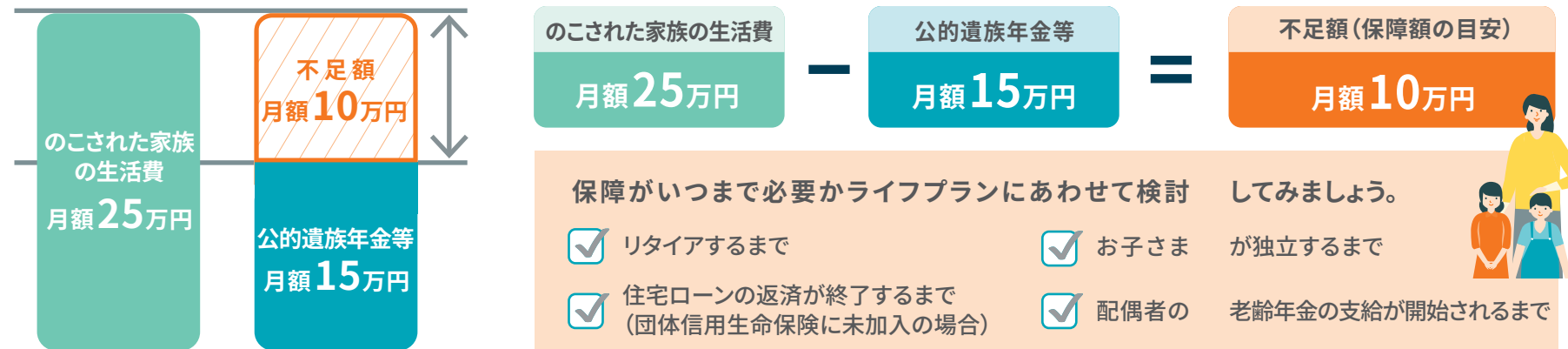
障害等で働けなくなったとき



必要保障額の考え方の例

保障額の目安として、のこされた家族の生活費から公的遺族年金等を差し引いた額を準備しておく目安です。

●たとえば、のこされた家族の生活費＝月額25万円、公的遺族年金等＝月額15万円の場合

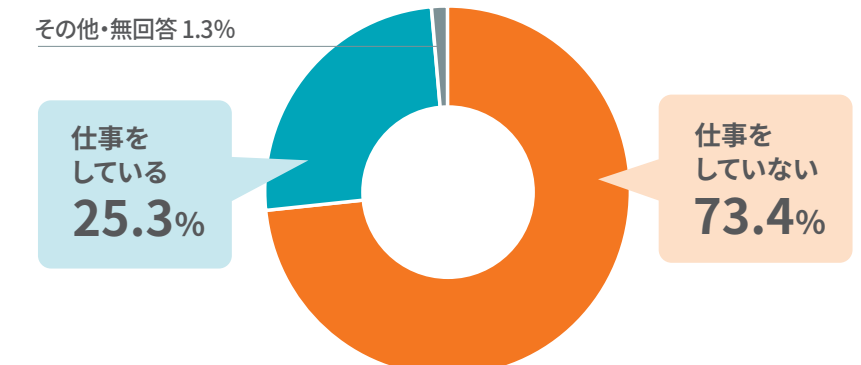


公的遺族年金等の額は職種や収入、家族構成等によって異なります。18ページに年金額早見表を掲載していますのであわせてご覧ください。



障害等によって収入が減少してしまう可能性もあります。

■収入を伴う仕事の有無(18～69歳で身体障害となった人)



出典：東京都福祉保健局「平成30年度『障害者の生活実態』よりFWD生命にて作成

★この保険のポイント

1 死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、年金支払期間満了まで年金を毎月お支払いします。



「配偶者同時災害死亡時割増特則」を適用することで、同一の不慮の事故で本人および配偶者が2人とも死亡した場合、災害割増遺族年金を**上乘せ**してお支払いします。

詳細は9～10ページ



遺族年金および高度障害年金は、その時の状況に応じて受取方法をお選びいただくことができます。

毎月受取

一時受取

一部一時受取

等

詳細は13ページ

年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料の払込みは必要ありません。

2 3大疾病(がん(悪性新生物)*、心疾患、脳血管疾患)により所定の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

* 上皮内新生物は対象となりません。

3大疾病保険料払込免除特約Ⅱを付加した場合

詳細は6ページ

■3大疾病(がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)の総患者数



がん(悪性新生物)
366.5万人



心疾患
305.4万人



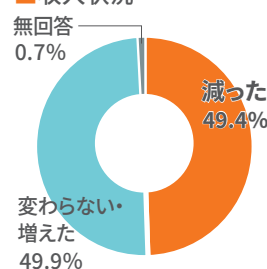
脳血管疾患
174.7万人

合計 **846.6万人**

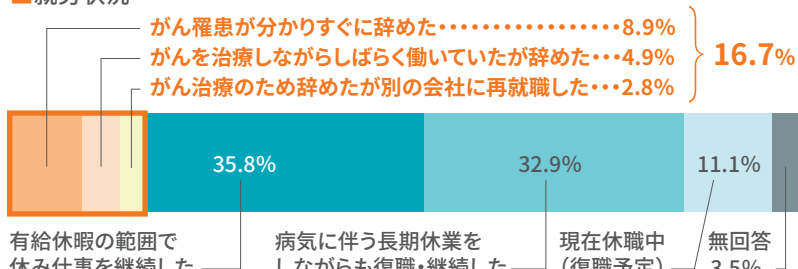
出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」よりFWD生命にて作成

がん罹患後の収入状況と就労状況

■収入状況



■就労状況



出典：東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査報告書(平成31年3月)」

3 障害状態や要介護状態となり、働けなくなった場合等も、年金支払期間満了まで年金を毎月お支払いします。

生活支援特則を付加した場合

詳細は7～8ページ

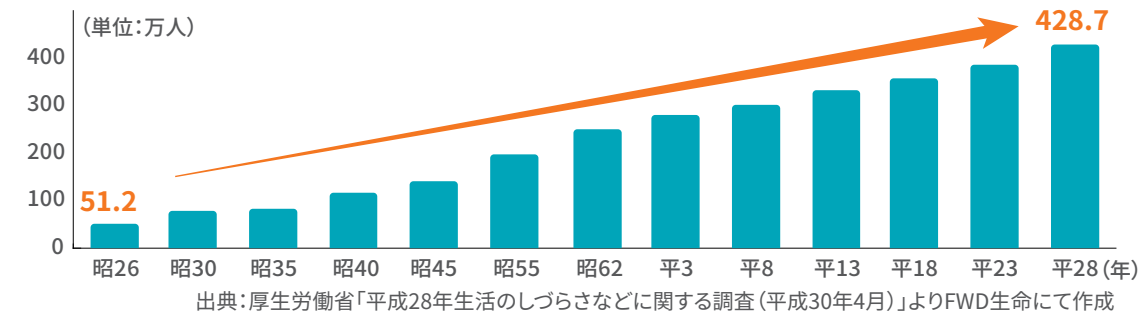
所定の高度障害状態だけでなく以下の状態に該当した場合にもお支払いします。



- ・身体障害者福祉法に基づき、**1～4級**いずれかの身体障害者手帳が交付されたとき
- ・公的介護保険制度の**要介護1以上**に認定されたとき

年金の支払事由に該当した場合、以後の保険料の払込みは必要ありません。

■身体障害者手帳所持者数の推移



4 健康な方や喫煙しない方は、より割安な保険料率でお申込みいただけます。

詳細は11～12ページ

ご契約例

■契約年齢・性別：35歳・男性 ■年金月額：10万円 ■保険期間・保険料払込期間・年金支払期間：65歳 ■最低支払保証期間：5年 ■保険料払込方法：月払(口座振替) ■3大疾病保険料払込免除特約Ⅱ：付加 ■生活支援特則：付加

非喫煙者優良体保険料率

4,492円

喫煙者優良体保険料率

5,628円

非喫煙者標準体保険料率

5,767円

喫煙者標準体保険料率

6,979円

35.6%
割安

19.3%
割安

17.3%
割安

※上記は一例です。割安となる程度は契約内容(年齢・性別・保険料率等)により異なります。

この保険のしくみ

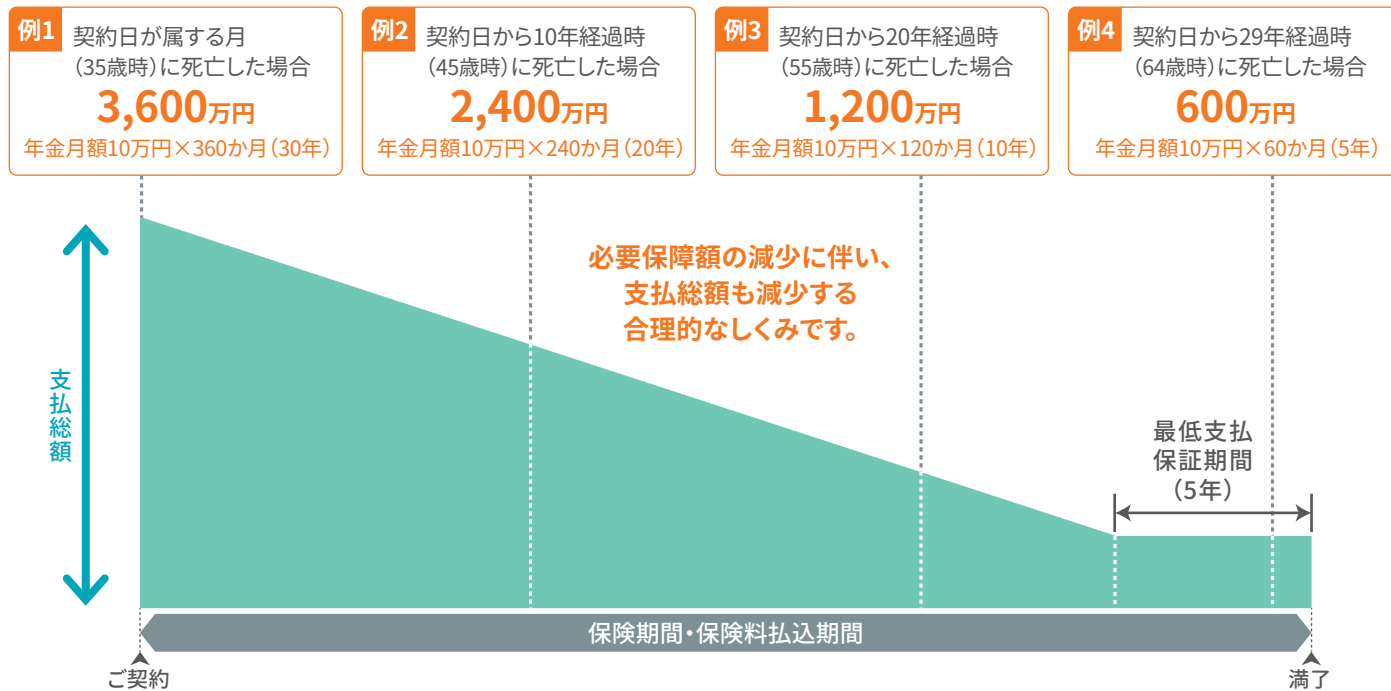
死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、年金をお支払いします。

【ご契約例】 ■契約年齢：35歳 ■保険期間・保険料払込期間・年金支払期間：65歳 ■最低支払保証期間：5年 ■年金月額：10万円

〔遺族年金支払イメージ〕



〔支払総額の推移イメージ〕



保険期間満了の直前に支払事由に該当した場合でも、保険期間満了の日をこえて一定期間は年金をお支払いする「**最低支払保証期間**」があります。期間は、**2年 3年 5年 10年** から選べます。

※契約年齢・保険期間等によっては、選択できない最低支払保証期間があります。

主契約(本則)の保障内容

年金名	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額	受取人
遺族年金	死亡したとき	年金月額	遺族年金受取人
高度障害年金	所定の高度障害状態に該当したとき	年金月額	被保険者*1

*1 ご契約者および遺族年金受取人が法人である場合には、法人が高度障害年金の受取人となります。

※遺族年金と高度障害年金は、重複してお支払いしません。

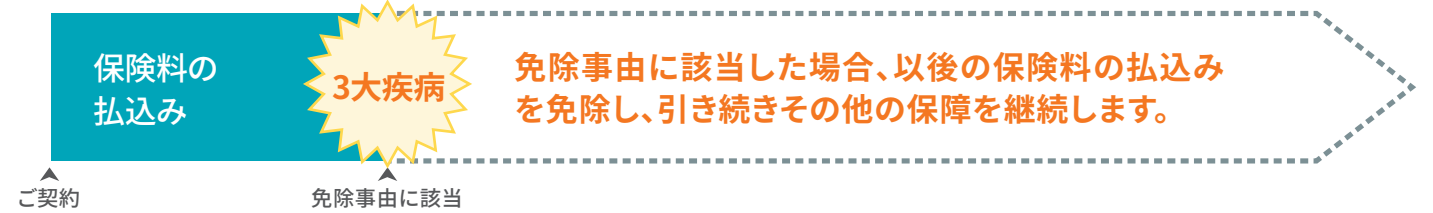
※高度障害年金を受け取っている途中で死亡された場合は、年金の未支払分の現価を死亡した受取人の法定相続人に一括でお支払いします。

3大疾病保険料払込免除特約Ⅱ

3大疾病(がん(悪性新生物)*2・心疾患・脳血管疾患)により所定の状態に該当したとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

*2 上皮内新生物は対象となりません。

〔保険料の払込みとその免除のイメージ〕



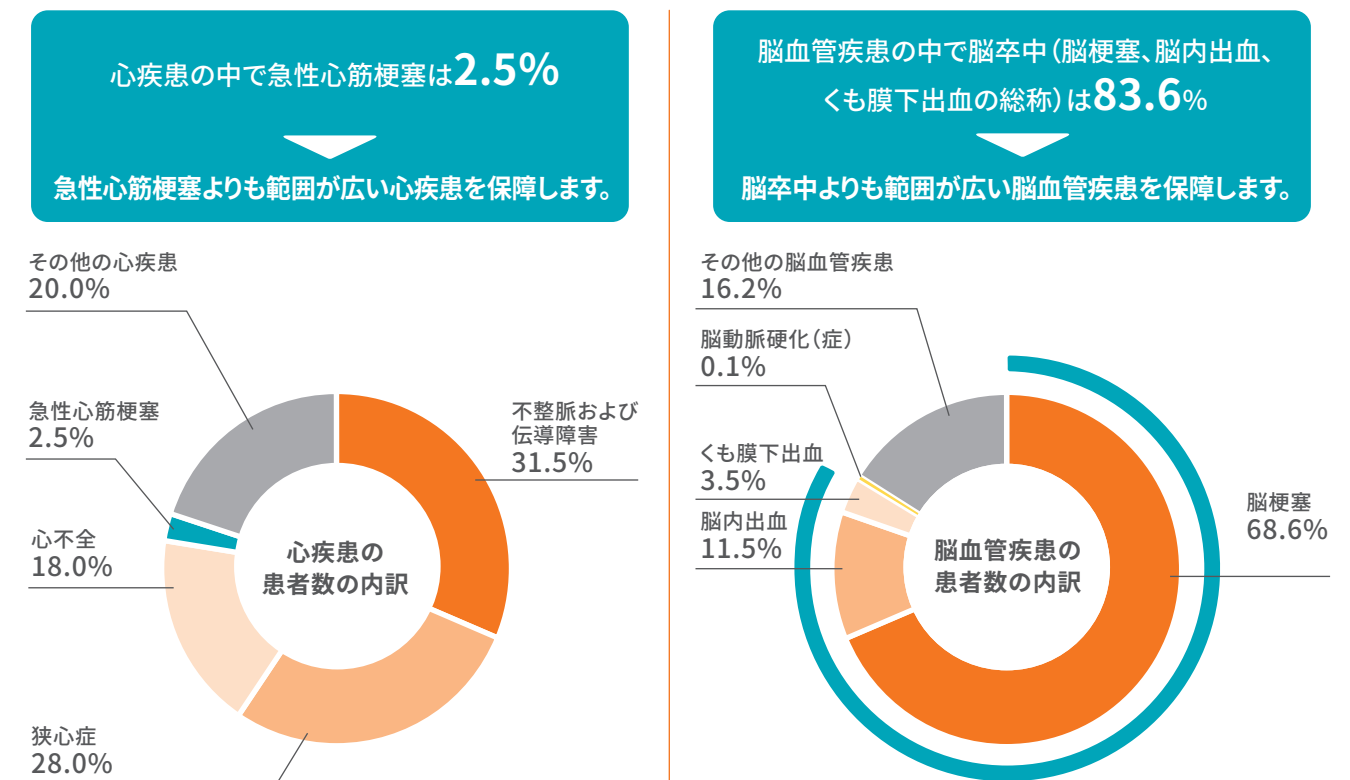
保険料払込みの免除事由

がん(悪性新生物)	初めて悪性新生物と診断確定されたとき
心疾患・脳血管疾患	心疾患または脳血管疾患を原因として、次のいずれかに該当したとき 1 開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術、血管・バスケットカテーテル手術に該当する手術を受けた 2 継続して15日以上入院した

※この特約の悪性新生物に関する保障は、この特約の責任開始日から91日目(悪性新生物責任開始期)に開始します。

※上記以外の事由に該当した場合でも、主契約により以後の保険料の払込みが免除されることがあります。詳細については、裏表紙をご覧ください。

3大疾病保険料払込免除特約Ⅱの保障対象となる疾患は「急性心筋梗塞」や「脳卒中」よりも範囲が広い、「心疾患」「脳血管疾患」です。



出典：厚生労働省「令和2年患者調査」よりFWD生命にて作成

生活支援特則

障害状態や要介護状態となり、働けなくなった場合等にも、年金をお支払いします。
 なお、この場合、以後の保険料の払込みは必要ありません。

【ご契約例】 ■年金月額：10万円 ■生活支援特則：付加

[障害年金支払イメージ]



保障内容

年金名	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額	受取人
障害年金	①所定の高度障害状態に該当したとき または ②身体障害者福祉法に定める障害の等級 <u>1～4級</u> のいずれかに該当し、身体障害者 手帳が交付されたとき	FWD生命基準 公的制度連動	年金月額 被保険者*1
介護年金	公的介護保険制度*2により <u>要介護1以上</u> に認定され、その効力が生じたとき	公的制度連動	年金月額 被保険者*1

*1 ご契約者および遺族年金受取人が法人である場合には、法人が当該年金の受取人となります。

*2 公的介護保険制度の対象は40歳以上となります。なお、40～64歳は加齢に伴う16種類の特定疾病を原因とする要介護状態・要支援状態となった場合にのみ制度の対象となります。詳細については、16ページをご覧ください。

※障害年金は介護年金と重複してお支払いしません。

※生活支援特則を付加した場合、主契約(本則)における高度障害年金の支払事由に相当する「所定の高度障害状態への該当」は、この特則における障害年金の支払事由の一部となります。所定の高度障害状態に該当した場合、障害年金として年金をお支払いします。

❗ 障害年金・介護年金の受取方法は、「毎月受取」のみとなります。

💰 障害年金または介護年金を受け取っている途中で死亡された場合、各年金のお支払いは終了し、その後は遺族年金を遺族年金受取人にお支払いします。

上記ご契約例で障害年金の支払事由に該当し、その後死亡した場合

[障害年金・遺族年金支払イメージ]

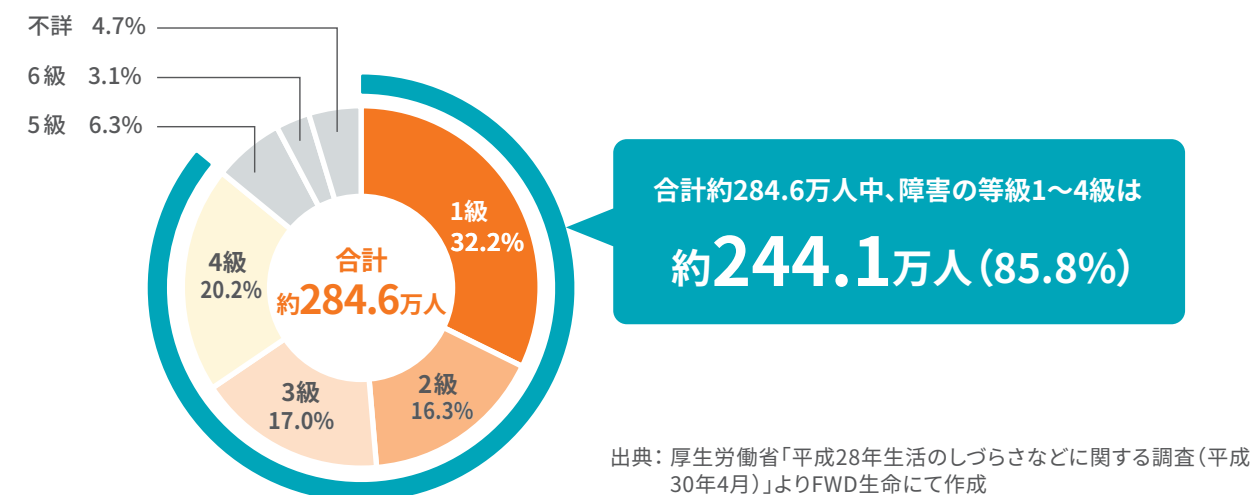


身体障害者手帳制度の身体障害認定

身体障害者福祉法に基づき、1～6級に障害認定されれば、身体障害者手帳が交付されます。通常、申請から1か月程度*3で交付され、各種福祉サービス等を受けることができます。

*3 障害の種類によって、すぐに申請できる場合もあれば、一定期間経過後でないと申請できない場合もあります。

■身体障害者手帳所持者の状況(20～79歳)

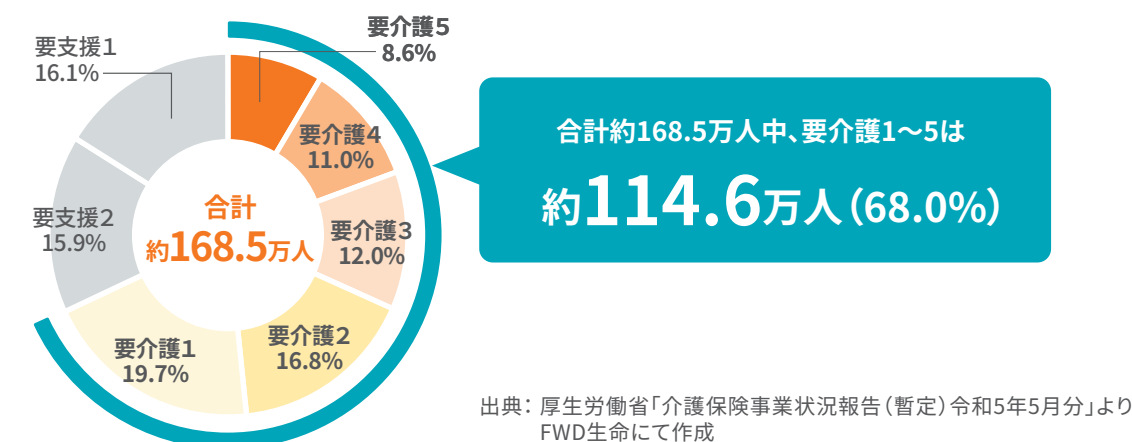


「身体障害者手帳」と「公的障害年金」にかかる障害認定等はそれぞれ異なります。
 身体障害者手帳と公的障害年金にかかる障害認定については、それぞれ認定基準や審査機関等が異なります。詳細は16ページをご覧ください。

公的介護保険制度の要介護認定

公的介護保険制度に基づき、「要支援(1・2)」「要介護(1～5)」に認定されると、一定割合の負担で介護サービスを利用できます。

■要介護(要支援)認定者の状況(40～79歳)



配偶者同時災害死亡時割増特則

この特則を適用すると、同一の不慮の事故で本人および配偶者が2人とも死亡した場合、災害割増遺族年金を上乗せすることができます。



この特則を適用する場合の保険料と、この特則を適用しない場合の保険料は同額のため、適用にあたり追加で保険料を払込む必要はありません。

【ご契約例】 ■年金月額:10万円 ■配偶者同時災害死亡時割増特則:適用(主契約(本則)の被保険者:本人、配偶者同時災害死亡時割増特則の被保険者:配偶者) ■遺族年金および災害割増遺族年金の受取人:子

本人および配偶者が同一の交通事故に遭い、2人とも事故の日に死亡した場合

[年金支払イメージ]



保障内容

年金名	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額	受取人
災害割増遺族年金	次のすべてに該当したとき ①主契約(本則)の被保険者が所定の不慮の事故*1によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき ②この特則の被保険者が上記①と同一の所定の不慮の事故*1によるケガで、その事故の日から180日以内に死亡したとき	年金月額と同額	遺族年金受取人*2

*1 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故となります。急激・偶発・外来の定義について詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【急激かつ偶発的な外来の事故の例】 ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息

*2 遺族年金受取人がこの特則の被保険者である場合、遺族年金受取人の法定相続人が年金受取人となります。この場合、主契約(本則)の遺族年金の未支払分の年金現価(将来の年金を支払うために必要な金額(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します))およびこの特則の災害割増遺族年金の未支払分の年金現価を遺族年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。

※この保険のお申込みにあたっては、配偶者同時災害死亡時割増特則の適用または不適用を選択していただきます。

※主契約(本則)の被保険者の戸籍上の配偶者がこの特則の被保険者となる資格を有します。

※高度障害年金、障害年金または介護年金をお支払いする場合、各年金の支払事由に該当した後に災害割増遺族年金の支払事由に該当しても、災害割増遺族年金をお支払いしません。高度障害年金については5ページを、障害年金・介護年金については7ページをご覧ください。



本人および配偶者が同一の交通事故に遭い、死亡した場合、以下のお取扱いとなります。

本人が先に死亡した場合

本人の死亡により遺族年金のお支払いを開始し、その後、配偶者が死亡した時点から災害割増遺族年金をあわせてお支払いします。

[9ページのご契約例]

本人および配偶者が交通事故に遭い事故の日に本人が死亡、その事故の日から180日以内に配偶者が死亡した場合

[年金支払イメージ]



配偶者が先に死亡した場合

配偶者が死亡しても災害割増遺族年金のお支払いは開始されず、その後、本人が死亡したことにより遺族年金および災害割増遺族年金のお支払いを開始します。

[9ページのご契約例]

本人および配偶者が交通事故に遭い配偶者が死亡、その事故の日から180日以内に本人が死亡した場合

[年金支払イメージ]



配偶者同時災害死亡時割増特則の申込みには配偶者の自署が必要です。

申込時にこの特則の被保険者となる配偶者の方の同意と申込書への自署が必要です。それによってこの特則が適用されることになります(有効になります)。また、契約後に適用／不適用を変更することも可能です。

健康状態や喫煙歴等により、4種の保険料率をご用意しています。



年金の受取方法

年金はさまざまな受取方法を選べます。

契約日が属する月に死亡した場合 [5ページのご契約例]

① 毎月受取 年金支払期間満了まで遺族年金を毎月受け取れます。

[年金月額10万円を毎月受け取った場合]



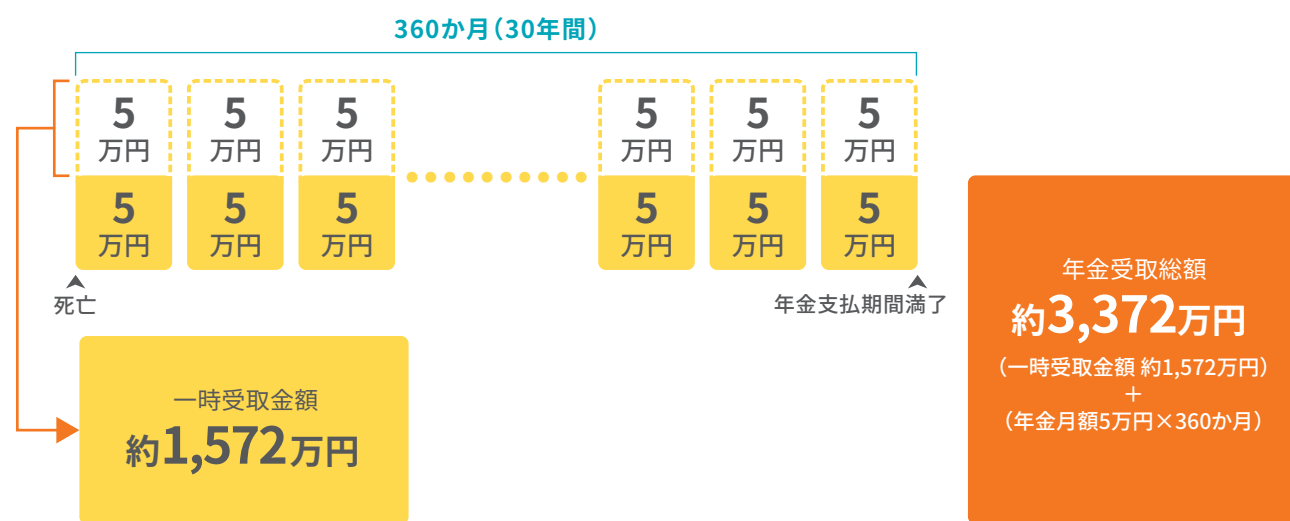
② 一時受取 遺族年金を一括で受け取れます。

[年金現価*を一括で受け取った場合]



③ 一部一時受取 当初に遺族年金の一部を一括で受け取り、のこりを年金支払期間満了まで毎月受け取れます。

[年金月額5万円相当分の年金現価*を一括で受け取った場合]



※一部一時受取の選択は初回の年金受取時のみ可能です。

上記のほか、**④一部すえ置** や **⑤全部すえ置** 等も選択できます。

* 支払事由に該当した時点において、将来の年金を支払うために必要な金額のことをいいます(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します)。
※障害年金・介護年金の受取方法は、「①毎月受取」のみとなります。

FWD健康サービス

サービス利用料は **無料**

日々の健康管理から、もしものときの受診・治療・治療後のケアまで、医師等の専門家が、さまざまな場面であなたに寄り添います。



健康医療相談サービス

利用対象:被保険者さまとその同居のご家族

医師、保健師、看護師等の資格をもつ経験豊かなティーベックの相談スタッフが、24時間・年中無休でサポートします。

■ご相談いただける内容の例 → **健康** **医療** **介護** **育児** **メンタルヘルス** 等



こころのサポートサービス

利用対象:被保険者さま*1

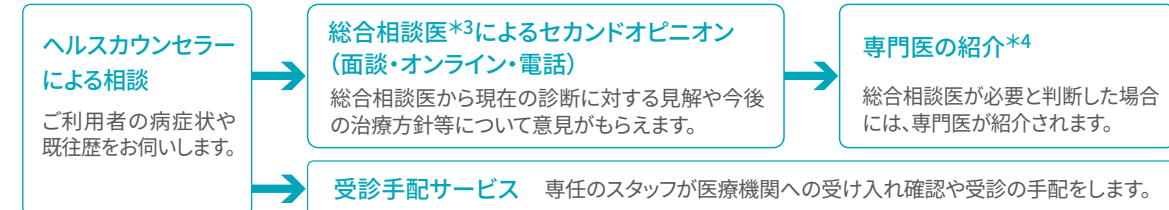
こころの悩み、不安、心配事について電話や面談、オンラインによるカウンセリングを受けられるサービスです。



ベストホスピタルネットワークサービス*2

利用対象:被保険者さま

よりよい医療を選択するために、ご相談内容に応じて、セカンドオピニオンや受診手配サービスを提供します。



糖尿病トータルサポートサービス

利用対象:被保険者さま

専門の保健師、看護師に糖尿病について相談できます。必要に応じて糖尿病の専門医を紹介します。



がんトータルサポートサービス

がんに関する専門スタッフがさまざまな面でサポートします。

がん治療相談サービス	粒子線治療相談サービス*5
利用対象:被保険者さま*1 がんに関する専門スタッフが、がんに関するご質問にお応えします。	利用対象:被保険者さま 粒子線治療等のがん治療のご相談をお受けします。お客さまの病状やご要望に応じて専門医とのご相談(電話・面談)や医療機関のご案内等のサポートサービスを提供します。
がんPET検診サポートサービス	がんこころのサポートサービス
利用対象:被保険者さまとその同居のご家族 がんの早期発見のための検査方法であるがんPET検診受診のためのトータルサポートを実施します。 ※検診にかかる費用は自己負担となります。	利用対象:被保険者さま*1 がんと診断され、精神的に不安定な状態が続いている、またお仕事やご家族のことが心配で治療に専念できない等の、治療に関すること以外の不安について、カウンセラーがお話を伺います。

*1 被保険者さまと同居のご家族も利用できますが、相談内容は被保険者さまに関する内容に限ります。
*2 ベストホスピタルネットワークサービスの「ベストホスピタルネットワーク®」とは、お客さまにとってよりよい医療機関を探すためのネットワークのことをいいます。
*3 総合相談医とは、主治医からの紹介状をもとに医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医への紹介状を発行することがあります。なお、紹介状の発行はサービスの対象外になります。
*4 電話によるセカンドオピニオンでは専門医の紹介は行いません。
*5 本サービスは粒子線治療等、特定の治療方法を推奨するものではありません。
※FWD健康サービスはFWD生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。ご利用に際しては諸条件があります。詳細につきましては、ご契約後に送付する資料をご確認ください。
※サービス利用料は無料ですが、医療機関での診察・検査・検診・紹介状の発行にかかる費用、また交通費やオンライン面談で発生するデータ通信料等は自己負担となります。
※記載のサービス内容は2023年8月1日現在のものであり、将来予告なく変更・停止させていただく場合があります。サービスの最新情報等はFWD生命保険(株)のホームページでご確認ください。
※FWD健康サービスのご利用は保険期間満了までとなります。
※上記はFWD健康サービスのうちFWD収入保障で利用できるサービスとなります。

Q&A

Q 身体障害者手帳はどのようなとき交付されますか？

A 身体障害者福祉法に基づく所定の障害に認定されたとき交付されます。なお、以下のとおり障害の程度によって障害等級が決められ、1 級に近づくにつれ障害の程度は重くなります。

重度	等級	障害の程度(例)
重 ↑ ↓ 軽	1級	障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
	2級	障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	3級	障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
	4級	障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5級	障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	6級	機能の著しい障害、機能の劣るもの

監修：株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

身体障害者手帳4級の認定例

視覚障害



緑内障を発症し、治療を行うも症状が進行。矯正視力で右0.08、左0.06となった。

言語機能障害



脳出血による後遺症で言語機能に障害が残る。音声や言語による日常会話の理解や物事の説明が困難な状態。

聴覚障害



15年前頃から耳鳴りとふらつきの症状が現れ、両側ともに内耳性難聴と診断される。話し声の語音明瞭度50%以下となった。

心臓機能障害



疲れを感じやすくなったため病院を受診したところ、拡張型心筋症と診断される。退院後は服薬治療を行うも、温和な日常生活以外に支障がある。

呼吸器機能障害



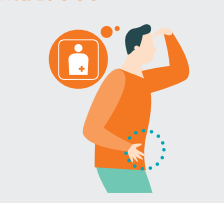
健康診断で指摘を受け、精密検査の結果、肺がんと診断され入院。左肺全摘手術を行う。退院後も通勤の歩行時に息切れを起こす。

肢体不自由(下肢)



トラックの荷下ろし作業中、誤って自分の足元に重量物を落とす。両足指すべての挫滅*により、切除手術を行う。

膀胱機能障害



ぼうこう膀胱がんの疑いで検査を行った結果、罹患が確認される。手術で膀胱を全摘し、尿路ストーマを造設した。



*外部からの強い力によって、筋肉等の組織がつぶれること。

※一部の例であり、上記以外にも対象となるものがあります。詳細は厚生労働省ホームページ等をご確認ください。

監修：株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

Q 「身体障害者手帳」と「公的障害年金」の各制度にはどのような違いがありますか？

A 認定に要する期間や給付内容等以下のような違いがあります。

■「身体障害者手帳」と「公的障害年金」の違いの例

項目	身体障害者手帳	公的障害年金
認定日	申請日から1か月程度*1	「初診から1年6か月*2」または「症状固定*3」のいずれか早い日
給付内容	各種福祉サービスの提供 (例) 公共料金の減免、交通機関の割引、税金の控除、生活サービスの提供等	年金または手当金の給付
対象年齢	全年齢	20～64歳 (就労している被保険者であれば年齢に関係なく対象)
等級の基準	障害の程度により1～6級	障害による日常生活および労働能力の損失程度により1～3級(3級は厚生年金のみ)
根拠法	身体障害者福祉法 (18歳未満については児童福祉法に基づく)	国民年金法 厚生年金保険法

*1 障害の種類によって、すぐに申請できる場合もあれば、一定期間経過後でないと申請できない場合もあります。

*2 所定の療法を受けた場合等は1年6か月以内に認定される場合があります。

*3 症状が固定し、治療の効果が期待できない状態のことをいいます。

監修：株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

Q 公的介護保険制度とはどのような制度ですか？

A 40歳以上の人全員加入して介護保険料を納め、「要支援(1・2)」「要介護(1～5)」に認定され、介護が必要な状態と認められたとき所定の介護サービスを受けることができる制度です。

39歳以下	40歳～64歳(第2号被保険者)	65歳以上(第1号被保険者)
 公的介護サービスを受けることはできません。	 加齢に伴う16種類の特定疾病を原因とする要介護状態・要支援状態のみ受給対象(自己負担あり)となります。	 原因を問わず要介護状態・要支援状態にあるとき受給対象(自己負担あり)となります。

■要介護度別の身体状態の目安

要介護1 (生活の一部について部分的に介護を必要とする状態)	・食事や排泄等はほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。 ・立ち上がりや歩行等に不安定さがみられることが多い。 ・問題行動や理解の低下がみられることがある。 ・この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護2 (軽度の介護を必要とする状態)	・食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。衣服の着脱は何とかできる。 ・立ち上がりや片足での立位保持、歩行等に何らかの支えが必要。 ・物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3 (中等度の介護を必要とする状態)	・食事や排泄に一部介助が必要。入浴や衣服の着脱等に全面的な介助が必要。 ・立ち上がりや片足での立位保持等がひとりでできない。 ・いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4 (重度の介護を必要とする状態)	・食事にとときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。 ・立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5 (最重度の介護を必要とする状態)	・食事や排泄がひとりでできない等、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。 ・歩行や両足での立位保持はほとんどできない。 ・意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

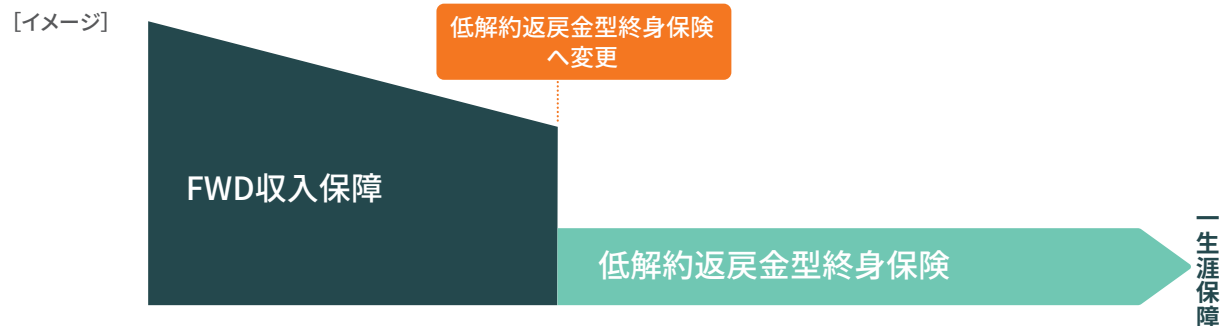
出典：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとにFWD生命にて作成

Q&A

Q 契約の途中で他の保険に変更することはできますか？

A お子さまの独立等、ライフステージの変化にあわせて、FWD生命の他の保険に変更することができます（他保険への加入）。健康状態にかかわらず変更することができますので、改めての診査や告知は必要ありません。

お子さまの就職に伴い、老後のための資金準備もかねてFWD収入保障を低解約返戻金型終身保険へ変更する場合



※変更には所定の条件があります。また、変更後のご契約の保険料は変更時の年齢等により計算します。

Q 年金を受け取る時の税務の取扱いはどうになりますか？

A 年金の種類や契約形態によって以下のとおり税務の取扱いが異なります。

■遺族年金

契約形態	契約例			課税の種類		
	契約者	被保険者	遺族年金受取人	被保険者死亡による受給権取得時	毎月の受取時	一括で受け取った場合
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税*1（遺族年金の税法上の評価額に対して課税）	所得税（雑所得）*2	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	—	所得税（雑所得）	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税（遺族年金の税法上の評価額に対して課税）	所得税（雑所得）*2	贈与税

*1 遺族年金受取人が相続人（相続を放棄した人、相続権を失った人を除く）の場合、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

*2 各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分について雑所得として所得税が課税されます。なお、年金支給初年の所得税は全額非課税となります。

■高度障害年金・障害年金・介護年金

被保険者（またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族）が受け取る場合、原則として全額非課税となります。

税務上のお取扱いについては、2023年8月1日現在の税制に基づいて一般的と考えられる内容です。したがって、今後の税制改正等によって変更となる場合や、契約内容等によっては税務上の取扱いが記載内容と異なる場合がありますので、ご注意ください。なお、個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

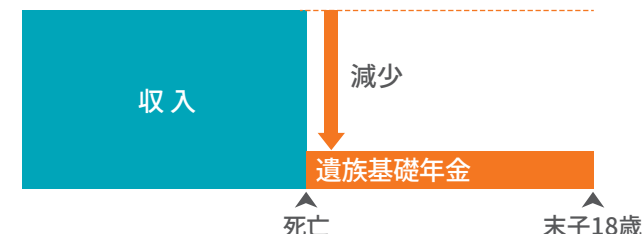
【ご参考】公的遺族年金について

厚生年金または国民年金の加入者が亡くなられたとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給されるのが公的遺族年金です。

■会社員等（厚生年金）



■自営業者等（国民年金）



*遺族厚生年金を受給していた40歳以上65歳未満の妻が「末子が18歳到達年度の末日に達した」等により遺族基礎年金を受給できなくなったとき、65歳になるまで中高齢寡婦加算を受け取ることができます。

遺族基礎年金とは

国民年金の加入者（自営業者等）が亡くなられたとき、「18歳到達年度の末日までの子（障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満）がいる配偶者」、または「子」に支給される年金です。

遺族厚生年金とは

厚生年金の加入者（会社員等）が亡くなられたとき、のこされた配偶者や子に遺族基礎年金の上乗せとして支給される年金です。

年金額早見表（月額）

※カッコ内は年額となります。

（単位：万円）[令和5年8月時点]

	平均標準報酬月額	配偶者(妻)のみ (本人(夫)死亡のケース)	配偶者と子1人	配偶者と子2人	配偶者と子3人
会社員等 (遺族厚生年金 + 遺族基礎年金)	20万円	7.6 (91.6)	11.2 (134.4)	13.1 (157.3)	13.7 (164.9)
	25万円	8.3 (99.7)	11.8 (142.4)	13.7 (165.3)	14.4 (172.9)
	30万円	8.9 (107.7)	12.5 (150.4)	14.4 (173.3)	15.0 (180.9)
	35万円	9.6 (115.7)	13.2 (158.4)	15.1 (181.3)	15.7 (188.9)
	40万円	10.3 (123.7)	13.8 (166.4)	15.7 (189.3)	16.4 (196.9)
	45万円	10.9 (131.7)	14.5 (174.5)	16.4 (197.3)	17.0 (205.0)
	50万円	11.6 (139.7)	15.2 (182.5)	17.1 (205.3)	17.7 (213.0)
自営業者等 (遺族基礎年金)	55万円	12.3 (147.8)	15.8 (190.5)	17.7 (213.4)	18.4 (221.0)
	60万円	12.9 (155.8)	16.5 (198.5)	18.4 (221.4)	19.0 (229.0)
	—	支給されません	8.5 (102.3)	10.4 (125.2)	11.0 (132.8)

※遺族厚生年金額については、厚生年金の加入期間を25年（300月）として計算しています。なお、2003年4月以降は、総報酬制の適用を受けますが、賞与総額を年間の月給合計の30％として平均標準報酬月額から平均標準報酬額を算出し、計算しています。

※本人（夫）が死亡し、配偶者（妻）のみの場合の遺族厚生年金は、死亡時における配偶者の年齢が40歳から64歳の場合の金額であり中高齢寡婦加算を含んでいます。

※子は18歳到達年度の末日までの子（1、2級の障害のある子は20歳未満）をいいます。

※本人が死亡し、子のいる配偶者が受け取る場合、配偶者の年齢は67歳以下として計算しています。

※各年金額は、千円未満を切り捨てています。

※年金額については一定の条件のもと、簡易的に計算した目安であり実際の支給額を保証するものではありません。